

経 会第 191023002 号
事監契第 191023002 号
自財管第 191023002 号
令和元年 10 月 28 日

改正 令 3. 9. 16 経会 210916001・事監契 210916001・自財管 210916001
令 4. 3. 24 経会 220323001・事監契 220323004・自財管 220323001

本 社 内 各 長 殿
各 地 方 機 関 の 長 殿

経 理 資 金 部 長
事 業 監 理 部 長
経 営 自 立 推 進 ・ 財 務 部 長
(公 印 ・ 契 印 省 略)

入札監視委員会の運営について（通達）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構入札監視委員会規程（令和元年 10 月機構規程第 18 号。以下「委員会規程」という。）に基づき設置した入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営について、次のように定める。

第 1 委員会の構成等

1 委員として選任できない者

特定の建設会社等と密接な関係のある者又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の役員若しくは職員であった者（解散前の日本鉄道建設公団又は運輸施設整備事業団の役員若しくは職員であった者を含む。）は、委員に委嘱してはならない。

なお、任期中に特定の建設会社等と密接な関係がある者となる場合には、速やかに委員の改任を行うこと。

2 委員の公表

委員会は、年度当初の委員会の開催後に、委員の氏名及び職業の公表を行うこと。また、年度途中で委員が交代した場合は、直近の委員会の開催後に、委員の氏名及び職業の公表を行うこと。

3 委員会規程の公表

理事長は、委員会規程を公表すること。

第2 定例会議

1 定例会議への報告等

報告等の対象期間は、毎年度4月1日から9月30日までに契約等を行ったものと、10月1日から3月31日までに契約等を行ったものに区分し、次に掲げる資料（予定価格が250万円を超えない工事及び物品等（製造）、予定価格が100万円を超えない役務及び物品等（役務提供等）、予定価格が160万円を超えない物品等（販売）並びに一定規模以上の取引関係を有する法人との契約のうち随意契約及び一者応札・応募のもの除く。）を提出して行う。

(1) 定例会議開催の直近の対象期間における当該機関発注に係る次に掲げる資料

- ア 工事の一覧表（様式1及び様式4）
- イ 役務の一覧表（様式2及び様式5）
- ウ 物品等の一覧表（様式3及び様式6）
- エ 高落札率契約調書（様式8）
- オ 一定規模以上の取引関係を有する法人との契約調書（様式9）

(2) 定例会議開催の直近の対象期間における当該機関において発生した事案に係る次に掲げる資料

- ア 指名停止の運用状況の一覧表（様式7）
- イ 談合情報の対応状況資料

(3) その他報告を要する資料

2 審議の対象となる事案の抽出

(1) 定例会議において審議の対象となる事案の抽出は、工事については、1(1)アの工事の一覧表の中から入札及び契約方式別にそれぞれ1件以上を、役務及び物品等については、1(1)イ及びウの一覧表の中からそれぞれ1件以上を、高落札率案件については1(1)アからウまでの一覧表のうち競争入札方式であって落札率が95%以上の案件の中から1件以上を、委員により事前に無作為の方法で行う。

(2) 抽出事案の説明及び審議

ア 入札・契約手続の透明性のより一層の確保の観点から、審議する抽出事案の件数を可能な限り増やすことが求められているため、抽出事案の説明は簡潔に行い、添付資料は必要最小限とする等、定例会議における事務手続き及び審議の効率化を図ること。

イ 委員による審議は、抽出事案に係る競争参加資格の設定、指名業者の選定方法等が適切に行われているかどうかを中心に行われるよう留意すること。

3 定例会議提出資料の作成方法

(1) 定例会議に提出する発注工事の一覧表は、次のアからエまでの方式区分ごとに整理することとし、契約締結日、工事名、工事種類、契約の相手方、契約金額、落札率及び入札等参加者数を記載したものとす。また、この一覧表には方式区分ごとの件数を記載した総括表（工事）（様式1）を添付すること。

ア 一般競争入札方式（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「政府調達協定」という。）適用対象工事に限る。）

イ 一般競争入札方式でア以外のもの

ウ 指名競争入札方式

エ 随意契約方式

(2) 定例会議へ提出する発注役務の一覧表は、次のアからクまでの方式区分ごとに整理することとし、契約締結日、役務名、業種区分、契約の相手方、契約金額、落札率及び入札等参加者数（プロポーザル方式においては技術提案書の提出者数）を記載したものとす。また、この一覧表には方式区分ごとの件数を記載した総括表（役務）（様式2）を添付すること。

ア 一般競争入札方式

イ 公募型競争入札方式

ウ 簡易公募型競争入札方式

エ イ及びウ以外の役務の指名競争入札方式（以下「通常指名競争入札方式（役務）」という。）

オ 公募型プロポーザル方式

カ 簡易公募型プロポーザル方式

キ 参加者の有無を確認する公募手続きを行った契約方式（以下「公募手続方式」という。）

ク 随意契約方式

(3) 定例会議へ提出する発注物品等の一覧表は、次のアからオまでの方式区分ごとに整理することとし、契約締結日、件名、業種区分、契約の相手方、契約金額、落札率及び入札等参加者数（企画競争方式においては企画提案書の提出者数）を記載したものとす。また、この一覧表には方式区分ごとの件数を記載した総括表（物品等）（様式3）を添付すること。

ア 一般競争入札方式

イ 指名競争入札方式

ウ 企画競争方式

エ 公募手続方式

オ 随意契約方式

(4) 高落札率契約調書は、高落札率になった要因を十分に分析の上、作成すること。

(5) 一定規模以上の取引関係を有する法人の契約調書は、「一定規模以上の取引関係を有する法人との間の取引等の状況に係る情報の公表について」（平成23年6月21日経会第110621004号・鉄業契第110621002号通達）第1第1項に基づき公表の対象となる契約について、作成すること。

第3 再苦情の処理

1 再苦情の申立て

再苦情の処理に当たっては、「工事等における入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続について」（平成15年10月1日付け鉄業契第61号通達）及び「工事等における入札

及び契約の過程に係る苦情処理の手続について」(平成 16 年 3 月 26 日付け国用計第 101-10 号)に定めるもののほか、以下のとおり行うこと。

(1) 再苦情の申立てができる旨の教示

理事長、副理事長、国鉄清算事業担当理事又は地方機関の長(以下「理事長等」という。)は、次に掲げる者に係る苦情の処理を行う場合に、再苦情の申立てができる旨を相手方に対して教示しなければならない。この場合、再苦情の申立ては、アからウまでについては、苦情の処理の回答が行われてから 7 日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条第 1 項各号に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)に、エについては、「指名停止等措置に係る苦情処理の手続について」(平成 18 年 5 月 22 日経会第 34 号通達。以下「指名停止苦情処理通達」という。)記第 9 項第 2 号又は「指名停止等措置に係る苦情処理の手続について」(平成 18 年 5 月 29 日国用計第 17 号通達。以下「特例業務指名停止苦情処理通達」という。)記第 9 項第 2 号の申立期間内に、当該理事長等に対して、書面(様式 10。以下「再苦情申立て申請書」という。)により行わなければならない旨を明示すること。

ア 一般競争入札方式(政府調達協定適用対象工事を除く。)

競争参加資格の確認申請を行った者のうち、理事長等により競争参加資格がないと認めた理由の説明を受けた者で、その理由について不服がある者

イ 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者

ウ 指名競争入札方式(工事又は物品等)又は通常指名競争入札方式(役務)

同一の工事種類又は業種区分に登録がある資格確認者のうち、その入札に参加する者として指名されなかったことに対して不服がある者

エ 随意契約方式

同一の工事種類に対応する建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の建設工事の種類について建設業の許可を有する者(建設業法第 3 条第 1 項に規定する許可を受けている者をいう。)又は同一の業種区分に登録がある資格確認者で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者

オ 指名停止等

指名停止苦情処理通達記第 5 項第 1 号の規定による回答若しくは記第 6 項の規定による却下又は特例業務指名停止苦情処理通達記第 5 項第 1 号の規定による回答若しくは記第 6 項の規定による却下に不服がある者

(2) 再苦情の申立ての却下

理事長等が申立ての却下の決定を行った場合は、次の会議において報告する。

2 再苦情の処理

(1) 再苦情処理会議及び意見書の公表

委員会は、再苦情処理に係る審議を終えたときには意見書を作成し、再苦情処理に係る申立てがあった日から概ね 50 日(休日を含む。)以内に理事長等に報告を行うこと。このため定例会議の日程も斟酌した上で、迅速な審議が行われるよう留意すること。この再苦情処理会議においては、申立者及び理事長等からの書面の提出その他委

員会が必要と認める方法により、審議が行われるものとする。委員会は、意見書の公表を行う。

(2) 再苦情に対する回答とその公表

理事長等は、再苦情の審議を終えた委員会から報告がなされたときは、その日から7日以内（休日を含まない。）を目途に、申立者に対してその結果を回答する。この場合において、申立てが認められなかったときは、申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは、委員会の意見を尊重し、その旨及びこれに伴い理事長等又は理事長等が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにする。

また、理事長等は、審議の結果の通知を行った場合は、速やかに再苦情申立書とともに公表を行う。

(3) 入札手続の執行

再苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げるものではない。

また、申立者から入札手続の執行の停止の申出があったときは、理事長等は、執行の停止について、委員会の意見を聞いた上でその措置内容を決定する。

第4 議事概要の作成及び公表

会議に係る議事概要については、速やかに作成し公表する。

第5 報告

地方機関の長は、定例会議及び再苦情処理会議の議事概要を経理資金部長及び建設企画部長に報告するものとする。

様式 1

総括表（工事）

（期間 年 月 日～ 年 月 日）

入札・契約方式	件 数	備 考
<p>・総契約件数</p> <p>（内訳）</p> <p>① 一般競争入札方式（政府調達協 定適用対象）</p> <p>② 一般競争入札方式（政府調達協 定適用対象以外）</p> <p>③ 指名競争入札方式</p> <p>④ 随意契約方式</p>		<p>〔記載例〕</p> <p>当期の特色としては、業務繁忙期であ ったため、通常の時期より〇割程度発注 件数が多いこと、中でも土木工事に係る 発注が多い。</p>

（注） 予定価格 250 万円以下のものは含まない。

様式2

総括表（役務）

（期間 年 月 日～ 年 月 日）

入札・契約方式	件 数	備 考
<p>・ 総契約件数</p> <p>（内訳）</p> <p>① 一般競争入札方式</p> <p>② 公募型競争入札方式</p> <p>③ 簡易公募型競争入札方式</p> <p>④ 通常指名競争入札方式</p> <p>⑤ 公募型プロポーザル方式</p> <p>⑥ 簡易公募型プロポーザル方式</p> <p>⑦ 参加者の有無を確認する公募 手続きを行った契約方式</p> <p>⑧ 随意契約方式</p>		<p>〔記載例〕</p> <p>当期の特色としては、業務繁忙期であったため、通常の時期より〇割程度発注件数が多い。</p>

（注） 予定価格 100 万円以下のものは含まない。

様式3

総括表（物品等）

（期間 年 月 日～ 年 月 日）

入札・契約方式	件数	備考
<p>・総契約件数</p> <p>（内訳）</p> <p>① 一般競争入札方式</p> <p>② 指名競争入札方式</p> <p>③ 企画競争方式</p> <p>④ 参加者の有無を確認する公募 手続きを行った契約方式</p> <p>⑤ 随意契約方式</p>		<p>〔記載例〕</p> <p>当期の特色としては、〇〇のため、通常の時期より〇割程度発注件数が多い。</p>

（注） 予定価格 250 万円以下の物品の製造、160 万円以下の物品の販売及び 100 万円以下の役務提供等は含まない。

様式4

入札・契約方式別発注一覧表（工事）

（〇〇方式）

（期間 年 月 日～ 年 月 日）

契約締結日	工事名	工事 種類	契約の 相手方	契約金額 (税込)	落札率	入札等参 加者数	備考

（注） 予定価格 250 万円以下のものは含まない。

様式 5

入札・契約方式別発注一覧表（役務）

（〇〇方式）

（期間 年 月 日～ 年 月 日）

契約締結日	役務名	業種 区分	契約の 相手方	契約金額 (税込)	落札率	入札等参 加者数	備考

（注） 予定価格 100 万円以下のものは含まない。

（注） プロポーザル方式において、「入札等参加者数」は「技術提案書提出者数」をいう。

様式6

入札・契約方式別発注一覧表（物品等）

（〇〇方式）

（期間 年 月 日～ 年 月 日）

契約締結日	件名	業種 区分	契約の 相手方	契約金額 (税込)	落札率	入札等参 加者数	備考

（注） 予定価格 250 万円以下の物品の製造、160 万円以下の物品の販売及び 100 万円以下の役務提供等は含まない。

（注） 企画競争方式において、「入札等参加者数」は「企画提案書提出者数」をいう。

様式7

指名停止の運用状況一覧表

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

業者名	本社所在地	措置対象 地区	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
			年 月 日～ 年 月 日 (か月)	別表第○ 第○号	

(注) 該当事項の欄には、指名停止等措置要綱に定める別表第1及び別表第2に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。

様式 8

高落札率契約調書(随意契約を除く)

地方機関名	
契約期間	

審議件数	
工事	
役務	
物品	

高落札率の要因に関する項目	
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	

件名	予定価格 (税込、円)	落札価格 (税込、円)	落札率 (%)	入札経過 (各回の入札参加者数)			高落札率要因項目の該当						補足説明		
				第1回	第2回	第3回	①	②	③	④	⑤	⑥			

様式9

一定規模以上の取引関係を有する法人との契約調書

地 方 機 関 名		
種 別		
入 札 及 び 契 約 方 式		
件 名		
契 約 締 結 日		
契 約 の 相 手 方		
当 機 構 O B の 再 就 職 に 係 る 情 報	現在の職名	機構での最終職名
当機構との取引に係る情報	取引高(百万円)	取引割合
発注概要	1. 入札スケジュール	
	2. 業務概要	
競争入札参加資格要件		

※入札経過調書を添付すること。

再苦情申立て申請書

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇支社長 殿

1 再苦情申立者の住所・氏名

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

TEL 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

商号又は名称 〇〇〇〇〇

代表者氏名 〇〇 〇〇

2 再苦情申立ての対象となる工事名〔再苦情申立ての対象となる指名停止等措置〕

工事名 〇〇、〇〇〇〇〇工事〔〇年〇月〇日付け〇〇第〇号による指名停止措置〕

【〔 〕は、指名停止等措置に係る再苦情申立ての場合】

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項